

議案第84号

総社市シルバーワークプラザ指定管理者の指定について

総社市シルバーワークプラザ指定管理者を次のとおり指定する。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 施設の名称 | 総社市シルバーワークプラザ |
| 2 指定管理者の名称 | 公益社団法人総社市シルバー人材センター |
| 3 指定管理者の所在地 | 総社市門田717番地1 |
| 4 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

総社市シルバーワークプラザ指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

総社市シルバーワークプラザの指定管理者の概要

(1) 指定管理者となる団体の概要

- ・名称 公益社団法人総社市シルバー人材センター
- ・代表者 理事長 岡 真司
- ・所在地 総社市門田 717番地1
- ・設立 昭和63年2月15日

(2) 選定の経緯

総社市シルバーワークプラザの設置目的は、健康で働く能力や意欲のある高齢者の就業、技能研修及び会議等の便宜を図ることにより、その福祉の増進に寄与することである。これは、公益社団法人総社市シルバー人材センターの活動趣旨と一致している。当該団体は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項の規定に基づき、岡山県知事から指定され、昭和62年度に社団法人として設立されている。平成5年の当該施設の竣工を機に施設管理運営に携わっており、平成18年4月からは、指定管理者制度による管理を行っている。当該団体の団体業務の実施と施設管理は一体不可分のものであり、高齢者の就業・研修業務に加え、ボランティア事業、世代間交流事業など様々な分野において活動し、地域の活性化においても大きな役割を担っている。平成24年4月1日からは公益社団法人となり、より一層の福祉の増進に寄与している。

令和2年度からは高齢者のワンストップ相談窓口である「60歳からの人生設計所」を受託し、シルバー人材センターのノウハウを活かした雇用の強化を図るなど意欲的に活動を行っており、引き続き指定管理を行わせることが適当であることから、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書を適用し、選定に当たっては公募によらないこととし、当該団体から指定管理者指定申請書を提出させた。その内容を審査したところ、適切であると判断したため、当該団体を指定管理者として選定したものである。